

「高齢者に関する公衆衛生業務経験」について  
～「地域包括支援センターの設置運営について」の一部改正から～

### 1 厚生労働省通知「地域包括支援センターの設置運営について」の一部改正

地域包括支援センターに、保健師に準ずる者として配置される看護師の条件について、次の改正があった。

「保健師に準ずる者については、平成 31 年度より、上記①（「保健師に準ずる者として、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師。なお、この経験のある看護師には准看護師は含まないものとする。」）かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験を 1 年以上有する者とする。」

### 2 公衆衛生業務経験にかかる厚生労働省の見解

厚生労働省から「公衆衛生業務」の定義は示されていない。大阪府福祉部高齢介護室介護支援課からの問い合わせに対し、近畿厚生局地域包括ケア推進課は、次の旨、回答。「公衆衛生業務に関わっているか等の判断は、運営協議会で諮り判断されたい。」

### 3 大阪市における「公衆衛生業務経験を 1 年以上有する者」の取扱い

厚生労働省から「公衆衛生業務」の定義が示されていないことから、本市としては、これまでの「保健師に準ずる者」の条件を市独自に大きく変更することにより、地域包括支援センターの円滑な運営に支障を来たしてしまうということがないように、「公衆衛生業務」を既定の条件である「地域ケア、地域保健等」に読み替えることとする。

読み替えの結果、大阪市における、保健師に準ずる者として配置される看護師の条件を整理すると以下のとおり。

(旧) 平成 30 年度以前

地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師。なお、この経験のある看護師には准看護師は含まないものとする。

(新) 平成 31 年度以後

**高齢者支援を含む**地域ケア、地域保健等に関する経験を**概ね 1 年以上有する**看護師。  
なお、この経験のある看護師には准看護師は含まないものとする。

老総発0510第1号  
老高発0510第2号  
老振発0510第3号  
老老発0510第1号  
平成30年5月10日

各都道府県介護保険主管部（局）長殿

厚生労働省老健局総務課長

高齢者支援課長

振興課長

老人保健課長

（公印省略）

「地域包括支援センターの設置運営について」の一部改正について

標記については、「地域包括支援センターの設置運営について」（平成18年10月18日老計発第1018001号、老振発第1018001号、老老発第1018001号）により行われているところであるが、今般、その一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成30年4月1日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村及び地域包括支援センター等に周知を図るとともに、その運用の参考にされたい。

♪

改正後（新）	改正前（旧）
<p>センターの職員に対して速やかに連絡が取れるような体制を整備しておくことが必要である。</p> <p>また、センターは、要介護者に対する指定居宅介護支援事業所の紹介を行う際には、正当な理由なしに特定の指定居宅介護支援事業所に偏らないよう、公平・中立性の確保に努める必要がある。</p> <p>6 職員の配置等</p> <p>(1) センターの人員</p> <p>センターには、包括的支援事業を適切に実施するため、原則として①保健師、②社会福祉士、③主任介護支援専門員を置くこととする（施行規則第140条の66第1号イ）。</p> <p>しかしながら、三職種の確保が困難である等の事情により、この人員によりがたい場合には、これらに準ずる者として、以下に掲げる者を配置することもできるとされている。</p> <p>① 保健師に準ずる者として、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師。なお、この経験のある看護師には准看護師は含まないものとする。</p> <p>② 社会福祉士に準ずる者として、福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者</p> <p>③ 主任介護支援専門員に準ずる者として、「ケアマネジメンター活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメンター研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者</p> <p>なお、保健師に準ずる者については、平成31年度より、上記1かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する者とする。また、社会福祉士に準ずる者、主任介護支援専門員に準ずる者については、将来的に社会福祉士、主任介護支援専門員の配置を行うこと。</p>	<p>センターの職員に対して速やかに連絡が取れるような体制を整備しておくことが必要である。</p> <p>また、センターは、要介護者に対する指定居宅介護支援事業所の紹介を行う際には、正当な理由なしに特定の指定居宅介護支援事業所に偏らないよう、公平・中立性の確保に努める必要がある。</p> <p>6 職員の配置等</p> <p>(1) センターの人員</p> <p>センターには、包括的支援事業を適切に実施するため、原則として①保健師、②社会福祉士、③主任介護支援専門員を置くこととする（施行規則第140条の66第1号イ）。</p> <p>しかしながら、三職種の確保が困難である等の事情により、この人員によりがたい場合には、これらに準ずる者として、以下に掲げる者を配置することもできるとされている。</p> <p>① 保健師に準ずる者として、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師。なお、この経験のある看護師には准看護師は含まないものとする。</p> <p>② 社会福祉士に準ずる者として、福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者</p> <p>③ 主任介護支援専門員に準ずる者として、「ケアマネジメンター活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメンター研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者</p> <p>なお、保健師に準ずる者については、平成31年度より、上記1かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する者とする。また、社会福祉士に準ずる者、主任介護支援専門員に準ずる者については、将来的に社会福祉士、主任介護支援専門員の配置を行うこと。</p>
<p>(2) センターの職員の員数</p> <p>専らセンターの行う業務に従事する職員として、一のセンターが担当する区域における第一号被保険者の数がおおむね3000人以上6000人未満ごとに置くべき員数は、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員（これらに準ずる者を含む。）それぞれ各1人とされている（施行規則第140条の66第1号イ）。</p> <p>ただし、次に掲げる場合には、センターの担当する区域における第一号被保険者の数に応じ、以下の表のとおりとすることができる（施行規則第140条の66第1号ロ）。</p> <p>① 第一号被保険者の数がおおむね3000人未満の市町村に設置する場合</p> <p>② 市町村合併があった市町村又は一部事務組合若しくは広域連合で、原則の基準ではセンターの運営に支障があると運営協議会において認められた場合</p> <p>③ 人口規模にかかわらず、地理的条件その他の事情を勘案して、特定の生活圏域に一のセ</p>	<p>(2) センターの職員の員数</p> <p>専らセンターの行う業務に従事する職員として、一のセンターが担当する区域における第一号被保険者の数がおおむね3000人以上6000人未満ごとに置くべき員数は、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員（これらに準ずる者を含む。）それぞれ各1人とされている（施行規則第140条の66第1号イ）。</p> <p>ただし、次に掲げる場合には、センターの担当する区域における第一号被保険者の数に応じ、以下の表のとおりとすることができる（施行規則第140条の66第1号ロ）。</p> <p>① 第一号被保険者の数がおおむね3000人未満の市町村に設置する場合</p> <p>② 市町村合併があった市町村又は一部事務組合若しくは広域連合で、原則の基準ではセンターの運営に支障があると運営協議会において認められた場合</p> <p>③ 人口規模にかかわらず、地理的条件その他の事情を勘案して、特定の生活圏域に一のセ</p>